

社会福祉施設における 労働災害防止について

一人ひとりが安全に安心して働ける職場づくりのために



安全は企業の礎です。

令和4年6月

 北九州西労働基準監督署

社会福祉施設 など で多い労働災害

転倒災害



- ◆急いでいるときや荷物を持っているときにつまずいて転倒。
- ◆放置された荷物や台車につまずいて転倒。
- ◆水や油で濡れた床で滑って転倒。

急な動作・無理な動作



- ◆重量物を無理な姿勢で持ち上げたときぎっくり腰になった。
- ◆介護で利用者を持ち上げるときに腰を痛めた。
- ◆複数人で重量物を運搬するとき態勢を崩し、腰を痛めた。

墜落・転落災害



- ◆脚立やはしごの上でバランスを崩し転落。
- ◆事務用の椅子に乗りエアコンの清掃をしようとして、椅子が動き転落。
- ◆荷物を抱えて階段を下りていたところ、足もとを踏みはずして転落。

切れ・こすれ災害



- ◆食品のスライサーで指を切った。
- ◆食材を裁断中に包丁で切った。
- ◆食品加工用機械に詰まった食材を取り除こうとして、機械の刃で手指を切創。

交通事故



- ◆運転中に操作を誤り、道路脇のガードレールに激突。
- ◆バイクの運転中、濡れた路面でスリップして転倒。
- ◆利用者を送迎中、交差点でダンプと衝突。

主な取組事項の概要

● 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知を行ってください。

安全

トップが率先垂範で取り組む。

策定例

策定日 令和●●年 月 日
揭示日 令和●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
代表者 代表取締役 安全太郎

(自筆で署名しましょう) 3

年間の安全衛生管理計画の作成しましょう

労働災害の一層の減少を図るには、事業場における自主的な安全衛生管理が重要であり、そのため安全衛生管理計画の策定とこれに基づく継続的な活動が不可欠です。

安全衛生管理年間計画（例）

月 別 実 施 事 項							
月	行事/月間強化事項	安全管理		労働衛生管理		管理体制・教育	
4	春の全国交通安全運動 安全衛生管理体制確立	年間計画の周知 通勤等交通災害防止徹底	総務部	雇入れ時健康診断	総務部	雇入れ時・配置転換教育 管理体制の点検	総務部
5	機械災害防止強化月間	リスクアセスメント実施	各課	漏水（屋根・排水口）点検	総務部	安全衛生推進者教育	総務部
6	全国安全週間準備期間	週間行事計画策定 安全改善提案募集 電機設備の点検	総務部	冷房設備の点検調整	総務部	週間説明会への参加 酸欠作業教育	総務部
7	全国安全週間（7/1～7/7）	経営トップ巡視 安全大会開催	総務部	作業環境測定	総務部	玉掛け技能講習	各課
8	取扱運搬災害防止月間	爆発危険作業点検 フォークリフト特定自主検査	総務部	健康相談 定期健康診断	産	クレーン運転	

福岡労働局 安全衛生管理計画

×

検索

● 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である**安全推進者**を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

労働者数50人以上

- 衛生管理者、産業医の選任
- 衛生委員会の設け、毎月1回開催

労働者数50人未満

- 衛生推進者の選任
- 働く環境（労働衛生）について意見を聴く場を設ける

安全推進者の配置等に係るガイドライン

安全推進者の資格要件

職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者

安全推進者の職務内容

事業の実施を統括管理する者を補佐して、次の職務を行う。

- ① 職場環境及び作業方法に関すること。
- ② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること。
- ③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること。

力を合わせて **労働災害を防止** しよう！

転倒災害防止！ 腰痛予防！
エイジフレンドリー！ よし！



安全推進者 氏名
次の事項を担当して下さい。
1 施設・設備の点検、改善、使用状況の確認に関すること。（4S活動の推進、床のすべり・つまずき解消、刃物・脚立の安全な使用、機械の安全確保など） 2 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること。（ミーティング等で労働災害防止に係る意義の周知・啓発、腰への負担が少ない持ち方・抱え方、安全な作業手順についての教育・研修の実施など） 3 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること。（休業災害が発生した場合の労働者死傷病報告の提出など）
衛生管理者 氏名
次の事項を管理して下さい。
1 毎週1回、職場内を巡視すること。 2 健康診断の実施、健康保持増進、健康に異常のある者の発見・処置に関すること。 3 作業環境の点検、改善に関すること。 4 衛生に関する施設・設備の点検、改善、使用状況の確認に関すること。 5 保護具、救急用具等の点検、整備に関すること。 6 衛生教育、健康相談、その他労働者の健康保持に必要な事項に関すること。 7 衛生に関する労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
上記の者を安全推進者及び衛生管理者に任命したので、全員が協力して、労働災害が発生しない安全で快適な職場を作っていきましょう。
令和 年 月 日
任命者(事業者)職氏名 _____

第三次産業用（労働者数 50 人以上）

力を合わせて **労働災害を防止** しよう！

転倒災害防止！ 腰痛予防！
エイジフレンドリー！ よし！

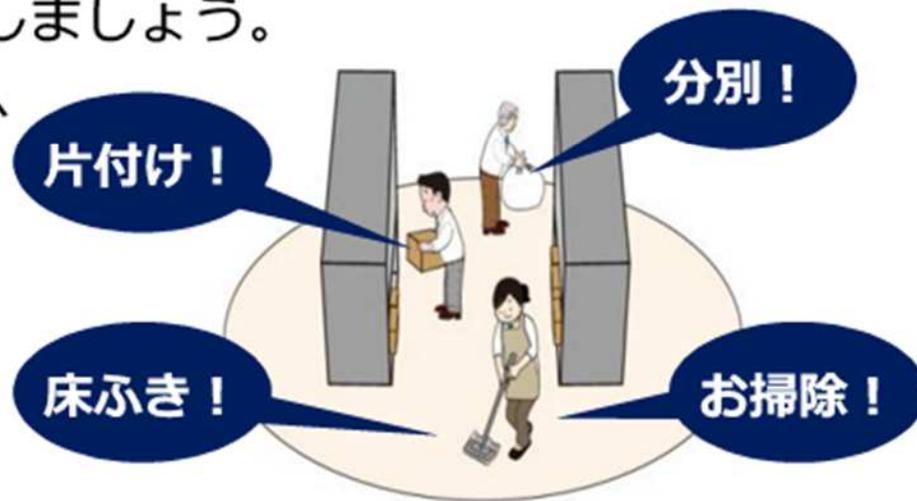


安全推進者・衛生推進者
氏 名
次の事項を担当して下さい。
1 施設・設備の点検、改善、使用状況の確認に関すること。（4S活動の推進、床のすべり・つまずき解消、刃物・脚立の安全な使用、機械の安全確保など） 2 作業環境・作業方法の点検、改善に関すること。（適切な室温・照度、脚立を使わなくてよい場所へ荷を移動、腰に負担が掛かる作業方法の見直しなど） 3 安全衛生教育に関すること。（脚立の使用方法、腰への負担が少ない持ち方・抱え方、作業手順についての教育など） 4 健康診断及び健康保持増進に関すること。 5 異常な事態における応急措置に関すること。 6 労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。（同種災害が発生しないように上記1～3を見直す必要がないか確認する） 7 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出に関すること。（休業災害が発生した場合の労働者死傷病報告の提出など）
上記の者を安全推進者及び衛生推進者に任命したので、全員が協力して、労働災害が発生しない安全で快適な職場を作っていきましょう。
令和 年 月 日
任命者(事業者)職氏名 _____

第三次産業用（労働者数 10 人～49 人）

● 4 Sの徹底による転倒災害等の防止

- ◆ 「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S活動」です。
- ◆ 4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



日常的に

「整理・整頓」

という言葉を一まとめにして使っていますが、

「整理」とは「いるもの」といらないものを分け、

いらないものを捨てる」

ことであり、
「整頓」とは「整理したものを、定位置に、かつ定数、定量で配置する」
ことです（3定管理）。

福岡労働局STOP！転倒災害

(1)安全管理体制を整備しましょう

取り組みを行うためには、事業主が率先して取り組むことは勿論、安全面の知識を持つ方が中心となり組織的な取り組みを行う必要があります。

(労働者数10名以上50名未満の事業場は安全衛生推進者(安全推進者、衛生推進者)、50名以上は安全管理者の選任が必要です。)

(2)事業場内の危険箇所を把握しましょう

過去の災害事例や、労働者の方々からヒヤリハット事例を収集するなどにより、転倒災害の危険箇所等の把握に努めます。

(3)把握した危険への対策を検討し、実行しましょう

(2)で把握した危険に対する対策を検討し、その対策を実行します。

(対策の検討は(1)で選任した方のみで行うのではなく、労働者数50名以上の事業場では安全衛生委員会、それ以外の事業場でも複数で検討することが必要です。)

(4) 定期的に点検を行い、対策が守られているか確認しましょう

毎月1日～7日までの間に対策が守られているか点検する期間とし、チェックリスト等作成し点検しましょう。

(点検作業は一部の担当者のみで行うのではなく、当番制にするなど全員が参加できる手法を講じることが効果的です。)

※ 点検の際使用するチェックリストを作成する際は以下の表を参考にしてください。

セーフティチェック項目		✓
1	通路、階段、出入口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業内容に適した耐滑性があり、かつ、サイズが合うものを選んでいますか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

職場での**転倒**にご注意ください！

転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットしていますか？

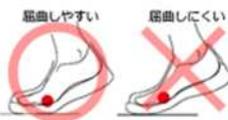
足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

親指から小指の付け根を過度に曲げられますか？

靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？

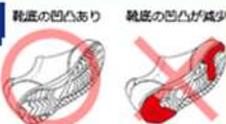
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。



靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります



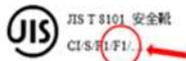
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合

個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください。



■プロスニーカーの場合

靴のべら裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるかを確認してください。



その他の性能

■静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの帯電防止性能



■かかと部の衝撃エネルギー吸収性

かかとのクッション性に関係し、かかと部の疲労防止性能



■耐踏抜き性

釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能



STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうち最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP！転倒 検索



日本安全靴工業会



日本プロテクティブスニーカー協会

厚生労働省

先芯がいらぬ作業環境で使用する耐滑靴の探し方

作業時に着用する靴の安全性は、作業環境の状況に応じて決められています。先芯（安全性を確保するために靴のつま先部分に入れる）を履く必要がない作業環境の場合でも、耐滑靴を着用しなければならぬことがあります。その場合、先芯入りの安全靴やプロスニーカーであれば、靴の表示で耐滑性を確認できますが、先芯入りでない靴は表示で耐滑性を確認することができません。その場合は下記のメーカーへご相談ください。

職場の状況に適合する靴を紹介できるよう、以下の項目を参考に職場の作業環境等もご説明ください。

■作業中に重量物を取り扱うことがあるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください



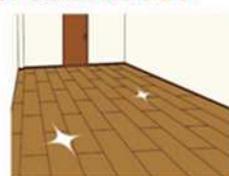
■作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です



■床の材質

塗床/タイル/カーペット等
床の材質で適合する靴底が変わります



■滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

- (例)
- ・物につまづいた
→ 運搬と通路改善
- ・濡れた床で滑った
→ 水・油用耐滑靴検討
- ・凍結路面で滑った
→ 氷用耐滑靴検討



詳しくはメーカーや販売店にご相談ください

耐滑靴取り扱い店・メーカー

会社名	電話番号	関連商品URL
弘進ゴム株式会社	022-214-3021	https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/
株式会社シモン	0120-345-092	https://www.simon.co.jp/contact/
日進ゴム株式会社	086-243-2456	http://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html
株式会社ノサックス	082-425-3241	www.nosacks.co.jp
株式会社丸五	086-428-0232	https://www.marugo.ne.jp
ミズノ株式会社	0120-320-799	https://sports-service.mizuno.jp/btob_service
ミドリ安全株式会社	03-3442-8293	https://midori-fw.jp/

● 高年齢労働者に対する安全意識の啓発 = 安全意識を高める

- ◆ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善は、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、全員参加で取り組むことが重要です。

● 店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育の実施

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

雇入れ時及び作業内容変更時の教育(労働安全衛生法第59条)

事業者は、労働者を雇入れたときや作業内容を変更したとき等には、従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないと定められている。

教育の内容としては、次の内容などを行うことが定められている。

- 危険有害な物等の取扱い方法に関すること
- 業務において発生のおそれのある疾病の原因や予防に関すること
- 整理整頓や清潔の保持に関すること

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用するケースが多いのではないのでしょうか。

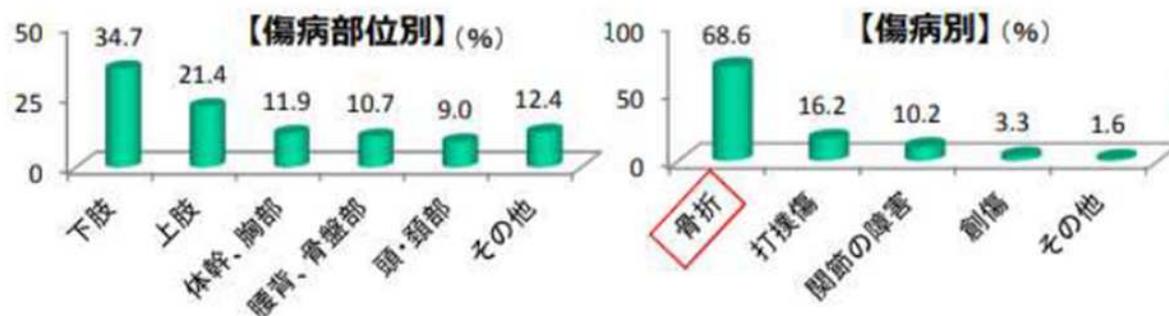
しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)
 年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
 現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転倒防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)
 年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
 現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけて
- なじ、ピン、緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うための必要な面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

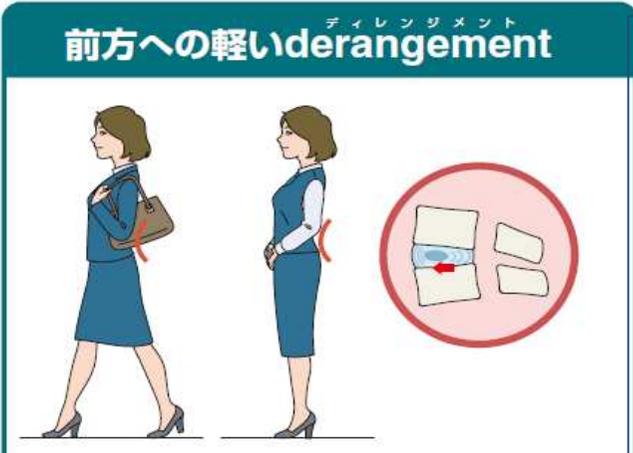
(R3.3)

安全衛生では、「**1メートルは一命取る**」という標語があります。
 1mの高さであっても、その上に立てば頭の位置は2.5~2.8mになり、十分に死亡災害等重篤な災害となるリスクがあります。「この程度の高さなら...」、「ちょっとだけだから...」ではなく、「リスクのある高い所に上がる」との認識を持って作業を行ってください。

腰痛予防 これだけ体操：腰痛借金はその場で返す

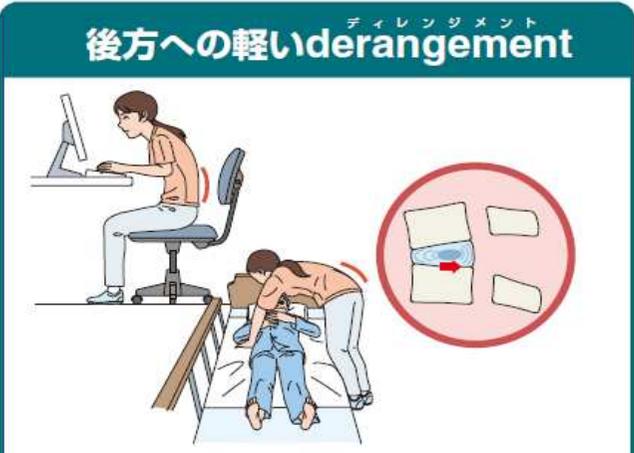
反る姿勢が多い仕事

曲げる姿勢が多い仕事



■ 腰椎の前弯が強くなったら...

3秒間
息を吐きながら
最大限に曲げる
or
最大限に反らす
1~2回

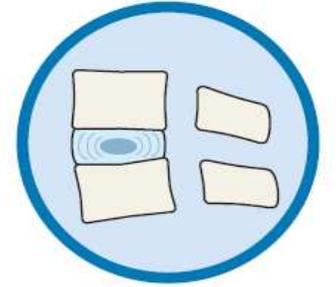


■ 腰椎が後弯傾向になったら...

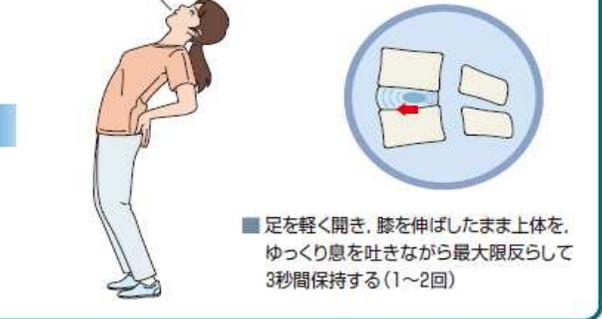
背中を丸めるこれだけ体操



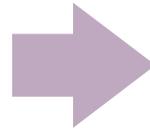
Derangementのない状態
(髄核が本来あるべき位置)



背中を反らすこれだけ体操



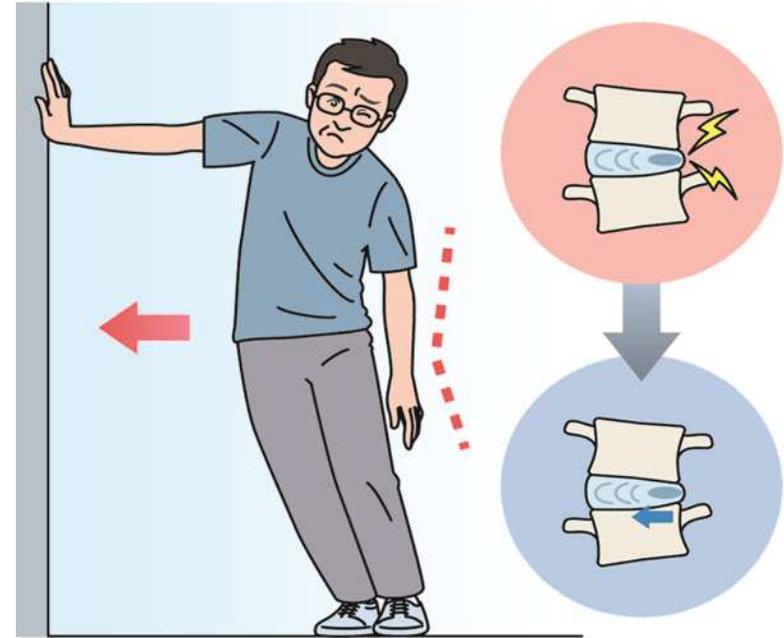
腰の左右どちらかに違和感があるとき



髓核が横方向に
ずれている可能性がある



足もとが滑らない場所で安定した壁から離れて立つ。
腕を伸ばして肩の高さで手を壁につき、腰を横に曲げる。左右とも行う。



痛みを伴って、曲げにくい側があればその方向に腰を徐々に曲げていく。痛みを我慢できる範囲まで曲げる動作を、ゆっくり息を吐きながら10回程度繰り返す。これを1セットとする。

腰を横に曲げて、体操前と比べて楽になったかどうか、確認する。
少しでも楽に感じたら、さらに1～2セット続ける。左右の痛みの差がなくなるまで続ける。

交通労働災害の発生を未然に防止するためには、自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者及び労働者の皆様の「交通労働災害防止のためのガイドライン等」に基づく以下の内容の積極的な取り組みが必要です。

交通労働災害防止対策《交通労働災害防止のためのガイドライン抜粋》

<input type="checkbox"/>	交通労働災害防止に関する管理者を選任し、役割・責任・権限を定めましょう。
<input type="checkbox"/>	目標を設定し、目標を達成するため、労働時間の管理・教育を含む安全衛生計画を作成しましょう。
<input type="checkbox"/>	改善基準を守り、適正な計画によって運転者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間管理をしましょう
<input type="checkbox"/>	走行の開始・終了や経路、走行時に注意を要する箇所の位置等について計画を作成しましょう。
<input type="checkbox"/>	雇い入れ教育(法定教育)、日常の教育、交通危険予知訓練(教材公表)を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	ポスターの掲示、表彰制度、災害防止大会を開催し、運転者の意識の高揚を図りましょう。
<input type="checkbox"/>	交通ヒヤリマップを作成し、活用しましょう。
<input type="checkbox"/>	作業の合間は、ストレッチなど運転時の疲労回復・腰痛防止に努めましょう。

食品加工業務 労働災害防止 チェックリスト



チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を徹底していますか？	<input type="checkbox"/>
2	床の水濡れや油汚れなどをその都度きちんと拭き取っていますか？	<input type="checkbox"/>
3	作業場所や通路の照度（明るさ）は十分ですか？	<input type="checkbox"/>
4	耐滑性のある適正なサイズの靴を履いていますか？	<input type="checkbox"/>
5	刃物の取扱い、置き方、洗い方、拭き方、研ぎ方等について、ルールを定め、雇入れ時や定期的に教育を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
6	冷凍食材をカットする際は食材が滑ったり転がったりするおそれがあることに留意して作業していますか？	<input type="checkbox"/>

7	フライヤーなどを使う際には、長靴、長いエプロン、耐熱の手袋など、身体を保護するものを着用していますか？	<input type="checkbox"/>
8	熱いものを持って移動する際には、声掛け注意を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
9	食器を洗う時はゴム手袋等、手先を保護するものを着用していますか？	<input type="checkbox"/>
10	ゴミ袋にも割れた食器や串など鋭利なものが混入している可能性があるため、軍手や長いエプロン等の身体を保護するものを着用していますか？	<input type="checkbox"/>
11	缶の蓋や缶の縁などで（缶切り不要のプルトップ型の缶でも）手を切るおそれがあることに注意していますか？	<input type="checkbox"/>
12	厨房など暑熱な場所では、適度な休憩、水分・塩分をとっていますか？	<input type="checkbox"/>
13	食品加工用機械の取扱方法について、ルールを定め、雇入れ時や定期的に教育を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
14	食品加工用機械の刃物や攪拌部分にカバー等が取り付けられていることを点検していますか？ また、カバー等を外したりして使っていませんか？	<input type="checkbox"/>
15	食品加工用機械の点検、清掃、修理などを行うときは、運転を停止し、完全に止まっていることを確認してから作業していますか？	<input type="checkbox"/>

● K Y活動による危険予知能力、注意力の向上

- ◆ K Yとは「危険 (K) ・予知 (Y) 」のことです。 K Y活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは不安全な行動を招き、災害の原因となります。

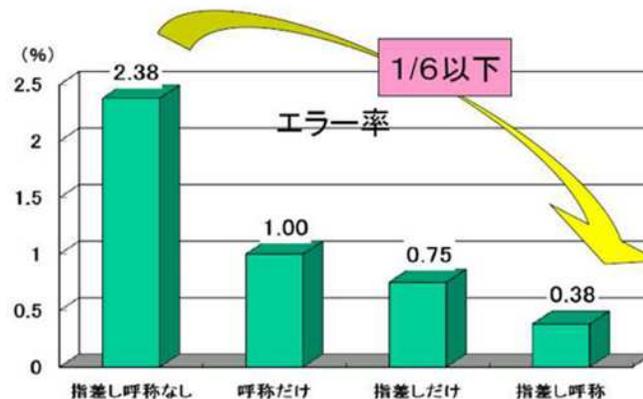
(1) 指差し呼称とは

作業を安全に、誤りなく進めていくために、作業の要所要所で、自分の確認すべきことを〇〇ヨシ！」と、対象を見つめ、しっかり指差して、はっきりした声で呼称して確認すること。



(2) 指差し呼称の有効性

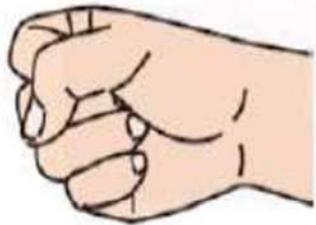
5個のランプのうち1個が点いた時に、そのランプに対するボタンを押す、という実験を、4通りの条件について、24名の被験者が100回繰り返した時の結果
(平成6年(財)鉄道総合技術研究所)



指差し呼称の基本型

〈行動の要所要所での確認法(基本型)〉

締まった形をつくる！
縦拳の形から



人差し指を
まっすぐ突き出す



左手は腰に

親指を中指にかけた縦拳の形から、人差し指をまっすぐに突き出すと締まった形になります。

かたちを整え魂を入れる

キビキビとした
動作で！

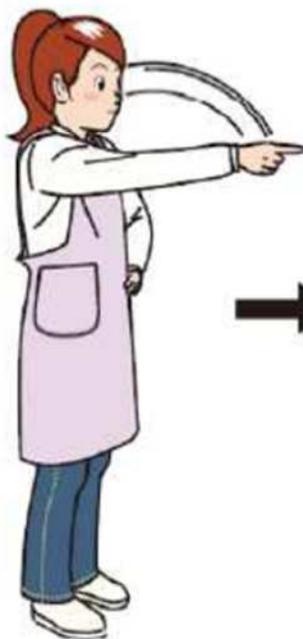


指差し呼称の手順

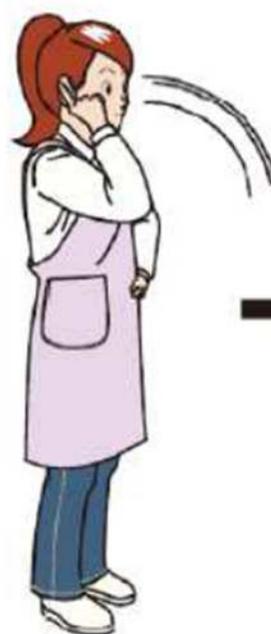
①対象を見る



②指を指し



③耳元へ



④振り下ろす



- ・呼称項目「〇〇」と唱えながら
- ・右腕を伸ばし
- ・人差し指で対象を指差し
- ・対象をしっかり見る

- ・右手を耳元まで振り上げながら
- ・本当に良いかを考え確かめる

(間)

- ・確認できたら
- ・「ヨシ！」と唱えながら
- ・確認対象に向かって振り下ろす

ヒヤリ・ハット活動

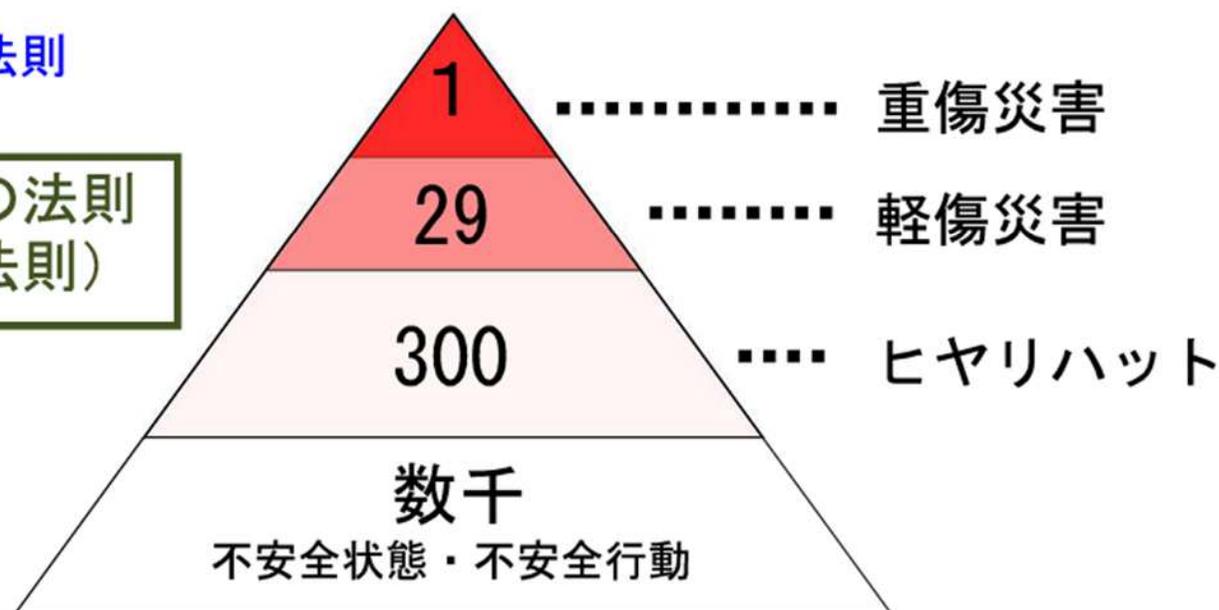
1 ヒヤリ・ハット活動とは

仕事をしていて、もう少しで怪我をするところだったということがあります。この「ヒヤっとした」、あるいは「ハットした」ことを取り上げ、災害防止に結びつけることが目的で始まったのが、「ヒヤリ・ハット活動」です。職場にはどのような危険（有害）があるのかを把握する効果的な方法です。



2 ハインリッヒの法則

ハインリッヒの法則
(1:29:300の法則)



ヒヤリ・ハット活動の実施のポイント

1 ヒヤリ・ハット経験の報告

記憶は時間が経つとともに薄れるので、終業時に所定の用紙で報告をする。

2 報告者の責任を追及しない

ヒヤリ・ハットは不安全な行動で発生するので、報告者の責任を追及せず、安全活動のみの使用を徹底する。そうしないと、報告が出てこない。

3 ヒヤリ・ハットを改善に活かす

報告しても改善が行われなければ、参加者の動機付けにも悪影響が及ぶ。根本原因に立ち返り、早期の対策を行う。

4 ヒヤリ・ハット情報の共有

「ヒヤリ・ハット」情報は、同種の作業を行っている人に早期に知らせ、再び同じことが繰り返されないようにする。

ヒヤリ・ハット活動の事例

【ヒヤリ・ハット報告書の例】

記入例

報告の種類：ヒヤリハット 想定ヒヤリ
↑いづれは○をして下さい。

ヒヤリハット・想定ヒヤリ 報告書

所属氏名	〇〇担当 〇〇 〇〇		
いつ	平成28年〇〇月〇〇日(〇曜日)13時30分頃		
どこで	洋菓子製造場所	どうしていた時	洋菓子生地製造任延機の清掃作業
ヒヤリハットした、 危険を感じた時の あらし	洋菓子生地製造任延機の清掃作業を、ローラーの回転を止めないで行っていたところ、手を巻き込まれそうになった。		

どのような問題（不安全な状態又は行動）がありましたか。
〔問題があった項目欄にその時の状態と考えられる対策を記入してください。〕

①作業環境の問題

②設備機器の問題
カバーをはずしても、ローラーを回転させることができたこと。

③作業方法の問題
電源を切らずに、ローラーを回転させながら、手で回転体の清掃を行っていた。

あなた自身の問題
次の作業のため、急いでいたのでローラーを回転させながら清掃を行った。

心身分析
(該当する全ての項目に○をつける)
1.よく見え(聞こえ)なかった
2.気がつかなかった
3.忘れていた
4.知らなかった
⑤.深く考えなかった
⑥.大丈夫と思った
⑦.あわてていた
8.不愉快なことがあった
9.疲れていた
10.無意識に手が滑った
11.やりにくかった
12.体のバランスをくずした

今後の対策（こうしてほしい・こうしたほうがよい）
時間の余裕のある作業方法とすること。
カバーをはずしたら、スイッチが入らない構造とすること。
ローラーを、生地が付きにくい材質のものとすること。

※安全責任者の記入欄：報告者は記入しないこと。
(ア) 清掃時の電源スイッチオフの注意喚起を掲示する。
(イ) 安全な作業手順を明示する。
(ウ) カバーをはずしたら、電源が切れる構造とすることを検討する。

まずは提出してもらうことを優先するため、簡単な報告書とすることも良い。
報告されたヒヤリ・ハットは、店舗や施設に掲示し、従業員の皆さんが見れるようにするなど情報の共有を図るようにします。

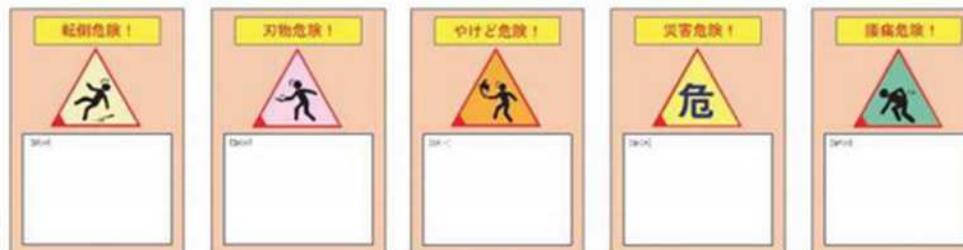


● 危険個所の表示による危険の「見える化」

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっていたら、そこでは特に慎重に行動することができます。



(危険マーカー)



(危険ステッカー)



(危険マップ)

チェックリスト I 本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありませんので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目	☑
1 全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2 企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3 店舗・施設の作業について、労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4 次の①～⑭の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
① 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
② 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③ KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤ 危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥ 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦ 朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧ 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨ 腰痛予防対策指針に基づく健康診断や体力チェックの実施	<input type="checkbox"/>
⑩ 腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪ 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5 店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6 店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7 本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導、健康確保措置を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8 安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9 リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11 店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目	☑
1 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2 作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3 KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4 ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5 危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6 店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7 朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9 腰痛予防対策指針に基づく健康診断や体力チェックを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10 腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanisangyo.html>

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

こちらも
ご覧ください

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

※福岡労働局ホームページもご覧ください。

<https://site.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/home.html>

福岡労働局

検索

転倒防止

「STOP! 転倒災害プロジェクト」のWEBサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

腰痛防止

「職場における腰痛予防対策指針及び解説」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000034et4-att/2r9852000034mtc_1.pdf

利用者・職員の 転倒・腰痛のない施設づくりのため 下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



危険箇所の
見える化



持ち物の
制限



作業場所の
清掃



手すりの
設置



一人介助の
禁止



毎日の運動



滑りにくい
靴の着用



最新機器の
導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



介護労働者が安心して働くために

整理・整頓
清掃・清潔

見た目にきれいだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました



厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！

歩きやすい！

安心して
支えられる



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛
予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

費用は
無料です！



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください！



令和2年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその74%が発生しています*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「個別支援」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「集団支援」の2種類があります。

費用は無料です、是非ご利用ください。

*厚生労働省「職場のおんげんサイト」(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>) 参照

<個別支援>

！ 専門家のアドバイスでストップ労災！

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、「安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)」(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。

費用 費用は無料

(厚生労働省の補助事業のため)

対象

- 労働保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者数が概ね100人未満の事業場が対象



1 現場確認で弱点を探し出します

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

2 現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等) ～オンラインでも対応します～

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

申込等に関するお問合せ

中央労働災害防止協会(中災防)

九州安全衛生サービスセンター

TEL 092-437-1664

FAX 092-437-1669

E-mail: kyushu@jisha.or.jp

九州センターでは、令和3年度は105件の個別支援と23件の集団支援を予定しています。ぜひ、ご利用ください。

- ①事業場や第三次産業の店舗が集まる機会での教育や講演、
- ②個別の事業場や店舗に専門家を派遣しての安全チェックを無料で行うことができます。



厚生労働省 職場のあんぜんサイト

検索

「厚生労働省 職場のあんぜんサイト」で検索

厚生労働省
職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問い合わせ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

働く人 家族 企業
みんなが元気になる職場を創りましょう。

令和3年度全国安全週間
「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」
詳しくはこちら

事業者の方へ
補助金について
詳しくはこちら

「見える」安全活動
コンクール
詳しくはこちら

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1. 感染予防のための体制	
・事業場トップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の重要性に理解し、責任をもち、感染予防を推進することの意思を明らかにしている。	はい/いいえ
・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命し、「感染予防推進委員会」を設置している。	はい/いいえ
・感染予防対策の一環として、従業員全員に通知を行っている。	はい/いいえ
・労働者が感染予防の行動をとり始めるよう、管理職が率先行動している。	はい/いいえ
・労働者全員が、感染予防の重要性を認識し、感染予防の行動をとり始めるよう、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止策について、労使で協議を行っている。	はい/いいえ
・職場内で労働者が感染予防の行動をとり始めるよう働きかけを行うための「感染拡大防止」が新しい労働規則の制定について、労使で協議を行っている。	はい/いいえ
・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を予防し、インフルエンザを併発しないよう、職場内で実施している。	はい/いいえ
2. 感染防止のための基本的対策	
（1）事業場において特に注意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を把握し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい/いいえ
（2）感染防止のための5つの基本（身体的距離の確保、2メートルの確保、3手洗い）	
・人の距離は、できるだけ2メートル（2m）以上を確保している。	はい/いいえ
・手洗いの頻度は、可能な限り必要数を確保している。	はい/いいえ
・換気する際は、可能な限り必要数を確保している。	はい/いいえ
（3）その他、職場の実態に即した対策を実施している。	はい/いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間 平日（月～金曜日） 午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

企業の
明るい未来
のために

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を、無料でサポート!

産業保健総合支援センター のご案内

産業保健総合支援センター

※各都道府県に1か所

メンタルヘルス 対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、メンタルヘルス対策の計画作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若手労働者に対するメンタルヘルス教育などを行っています。

治療と仕事の 両立支援対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業との個別調整支援などを行っています。

研修、 相談対応

産業医等の産業保健スタッフや事業者等を対象として、メンタルヘルス対策や、治療と仕事の両立支援をはじめとする産業保健をテーマに研修を行っています。また、窓口・電話・メールでご相談に応じ、解決方法を助言しています。

※労働者数50人未満の小規模事業場を支援する地域窓口（地域産業保健センター）や、産業保健関係助成金もご利用いただけます。詳しくは裏面をご覧ください。

事業場の状況に応じた各支援の活用イメージ

さまざまな支援を上手に
活用して、産業保健活動
に取り組みましょう!



厚生労働省・独立行政法人 労働者健康安全機構

福岡産業保健総合支援センター 092-414-5264

地域窓口（地域産業保健センター）

※全国350か所

労働者数50人未満の小規模事業場を支援します

医師による面接指導や健康診断実施後の意見聴取

事業場への訪問による健康相談



事業場からの求めに応じて、産業医・保健師が事業場へ訪問して、医師による面接指導^{※1}や、健康診断実施後の意見聴取^{※2}などの労働安全衛生法で定められた事項の実施のほか、医師または保健師による健康相談^{※3}などを行っています。

- ※1 長時間労働者やストレスチェックにより高ストレスと判断された労働者に対する医師による面接指導
- ※2 健康診断で異常所見があった労働者の就業上の措置に関する医師への意見聴取
- ※3 健康面の不安やメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する医師・保健師による助言・指導

産業保健関係助成金

メンタルヘルス対策や、小規模事業場における産業医の選任など、事業者の産業保健活動の取り組みに対して費用の助成を行っています。

対象	対象
労働者数50人未満の事業場	労働者数50人以上の事業場
心の健康づくり計画助成金（労働者数の制限なし）	職場環境改善計画助成金（労働者数の制限なし）
ストレスチェック助成金	小規模事業場産業医活動助成金



詳しくは、
助成金専用ダイヤル **0570-783046** まで

ナヤミヲシロウ

「都道府県産業保健総合支援センター」へのご相談は、

0570-038046 まで

サンボヲシロウ

独立行政法人 労働者健康安全機構

<https://www.jchas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx/>

北九州西地域産業保健センター 093-681-6222

ご清聴ありがとうございました。



仙人掌

花言葉

「安全」「無事」など